



## 労組周辺動向 No.117

2021年7月9日現在

### 1. 法・政策

#### (1) 「裁量労働制で働く人には長時間労働の割合多い」－厚生労働省の調査結果

裁量労働制で働く人の労働時間はそうでない人と比べて長く、長時間労働の割合も多いことが、厚生労働省が初めて行った実態調査で分かった。

現在、大学教員やコピーライターなど19の専門的業務や経営に関わる企画の立案などにあたる業務が対象となっている。

厚生労働省の実態調査結果：

日平均の労働時間は、裁量労働制で働く人は9時間、そうではない人は8時間39分で、裁量労働制で働く人がおよそ20分長い。

1週間の労働時間が60時間を超えた人の割合は、裁量労働制で働く人は9.3%、そうではない人は5.4%。

午後10時から午前5時までの深夜時間帯の仕事について「よくある」「ときどきある」と回答したのは、裁量労働制で働く人は34.3%、そうでない人は17.8%。

「裁量労働制実態調査」の結果を公表します 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/000797817.pdf>

「裁量労働制実態調査の概要」 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/000797825.pdf>

#### (2) 労使間トラブル 解雇や労働条件めぐる相談 前年度比約10%増

労使間のトラブルを解決するための国の制度で昨年度の相談件数は27万件余りに上り、解雇や労働条件の引き下げなどは、新型コロナウイルスの影響などで前の年度からおよそ10%増えた。

内容では、職場でのいじめや嫌がらせなど、いわゆる「パワハラ」が前の年度より9.6%減少したものの、7万9190件と最も多かった。

「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000797476.pdf>

(3) 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について」 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000628248.pdf>

(4) 「過労死ライン」以下でも不規則勤務などで労災認定へ

厚生労働省は、過労死の認定基準をおよそ20年ぶりに見直し、残業時間の長さがいわゆる「過労死ライン」に達しない場合でも、それに近い実態があり不規則な勤務などが認められれば労災と認定することになった。

具体的には、残業時間の長さが「過労死ライン」に達しない場合でもそれに近い残業があり、不規則な勤務などが認められれば「仕事と病気の発症との関連性が強いと評価できる」として労災と認定すべきだとしている。

「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（案）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000801986.pdf>

(5) 「コロナ特例」の8月末までの延長

「雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000803623.pdf>

## 2. 法違反・闘い

(1) 丸亀製麺元店長「『休憩』も働いていた」と労働基準監督署に訴え

大手うどんチェーン「丸亀製麺」の店長だった男性は2019年6月にうつ病を発症し、20年10月、向島労基署に労災認定された。

労基署に提出された19年4～6月の男性の勤務記録では、1カ月間の残業の合計が月44～54時間程度なのに、休憩は月52～68時間程度になっていた。残業よりも休憩が長い日がめだち、なかには早朝から深夜まで勤務した15時間の中に、計6時間45分の休憩が記録された日もあった。

男性は勤務記録は事実と異なり、実際は働きづめだったと主張。休憩と記録したのは、上司に指示され残業を少なくみせるためだったと訴えた。

(2) 保育士7人が「未払い残業代1000万円」求め提訴—「休憩という概念はなくトイレも行けなかった」

茨城県常総市の認可保育園で働く保育士ら7人が施設を運営する社会福祉法人を相手取り、未払い残業代計約1052万円を求めて水戸地裁下妻支部に提訴した。

同法人に対しては、常総労基署が 2021 年 3 月 2 日、労基法 37 条（残業代未払い）に違反しているとして是正勧告を出している。

会見で保育士らは「休憩を取るという概念はなかった。これらの話は私たちの保育園だけで起きていることではないと思います。今回の行動が少しでも同じような保育士の励みになると嬉しいです」と話した。

### (3) コロナ理由に全員解雇：タクシー運転手ら無効訴え提訴

新型コロナウイルスによる業績悪化を理由に整理解雇したのは無効だとして、福岡県志免町にあったタクシー会社の元乗務員 17 人が、会社に対し、労働者としての地位確認と賃金支払いなどを求めて福岡地裁に提訴した。原告側は「様々な支援制度があるのに、会社は雇用を守る努力をしていない」と訴えている。

会社は昨年 4 月 22 日、全従業員約 40 人に翌 23 日から同 5 月 31 日までの休業を通告。営業を再開しないまま 5 月下旬に全従業員に 6 月 30 日付での解雇を通知した。「コロナが蔓延（まんえん）し、主に観光客や外国人客による売り上げが見込めなくなった」と説明したという。

原告側は、国が休業手当の一部を助成する雇用調整助成金約 530 万円を受け取る前に解雇を決めたとし、「解雇を回避する努力義務を果たしていない。整理解雇の要件を満たさず無効」と主張している。

### (4) ヤマハ英語教室が講師を社員に：7 月から雇用契約

ヤマハミュージックジャパンが展開する「ヤマハ英語教室」の講師らが、委任契約から雇用契約への切り替えを求めていた問題で、同社が 7 月から雇用契約を導入したことが 7 日、分かった。

講師は委任契約上は個人事業主とされているが、契約社員となることで有給休暇の取得や雇用保険への加入が認められる。

全国に約 800 人いる英語講師のうち、約 1 割が雇用契約に切り替えた。契約社員となった講師は、これまでのレッスンごとの報酬ではなく、労働時間に応じた賃金を受け取る。

## **3. 情勢・統計**

### (1) 夏のボーナスを支給された働者は昨夏比 79 万人減一進む二極化

今夏のボーナス支給は昨年冬に続いて落ち込み、業種間の二極化も進むそうだ。製造業などで業績が回復する一方で、飲食・宿泊などサービス業は苦境が続く。金額が減るだけでなく、支給自体のとりやめも拡大。ボーナスをもらえる働き手の比率は 2 年連続で下がり、過去

30年の最低水準になるとの見方もある。

厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、昨冬の平均支給額は前年比 2・6%減の約 38 万円。業種別では、飲食サービス 20・1%減、運輸・郵便と生活関連サービス約 17~18%減。一方で、電気・ガス、金融・保険などはプラスだった。

夏のボーナスは支給される働き手も金額も減少する。受け取れない人も含めた全労働者ベースでみると、支給額は 4・8%減（製造業 2・8%減、非製造業 5・2%減）と大きな落ち込みになる。

## (2) 国民年金の免除・猶予が 609 万人で過去最多：コロナの影響

厚生労働省は、2020 年度に国民年金保険料の支払いを全額免除や猶予された人が 609 万人で、過去最多となったと発表した。新型コロナウイルスの影響で収入が減ったことが要因の一つとみられる。

全額免除・猶予者は過去 5 年間は 580 万人前後で推移していた。20 年度は前年度の 583 万人から 26 万人増えて、609 万人となり、これまで最多だった 13 年度（606 万人）を上回った。

昨年 5 月からは、コロナの影響で失業するなどして、その年の収入見込み額が減少した人向けに、国民年金保険料の全額や一部を免除・猶予する特例が設けられた。この特例では 20 年度分は約 20 万件が承認されたという。28 日に発表した 609 万人のデータとは集計方法が異なるため厳密には比較できないが、厚労省はコロナ禍の状況が反映されたとみている。

「令和 2 年度の国民年金の加入・保険料納付状況について」 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/000798218.pdf>

## (3) 半数が年収 200 万円未満—非正規公務員の厳しい実態

公務員の 2 割以上を占める非正規公務員の厳しい実態が明らかになった。

民間団体が図書館の司書や保育士など非正規公務員を対象に調査し、1200 人余りから回答を得た。

全体の 5 割以上が年収 200 万円未満で、また全体の 3 人に 1 人が家計の主な担い手だ。主たる生計維持者でない場合も、自分の収入がないと家計が厳しいとした人が 52.7%におよんだ。

雇用期間も 1 年以内の人が 9 割を占め、勤続 3 年までの人が 4 割を超えていて不安定な立場であることが浮き彫りに。

2020 年度から撞球された会計年度職員への移行時には説明もなく大幅な賃金の減額がおこなわれた例もあった。

非正規の公務員は地方公務員の 2 割、国家公務員では約 4 割を占めている。